

平成30年 2月26日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	西下第 204 号 五十嵐第 12 排水区雨水枝線 209-2 他下水道工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
<p>設計書内、樋門吐口スライドゲートのスライドゲート設置項目について</p> <p>スライドゲート設置・ステンレス製スクリーン・排水渠カバーの歩掛数量表（別紙）内の据付間接費について、土木工事標準積算基準書（IX-1-⑤-2）内の（2-2-（3））据付間接費にて対象額は直接工事費中の労務費のうち、「機械設備据付工労務費」のみを対象とすると記載されていますが、普通作業員まで対象とされていませんか。</p> <p>ご精査よろしく申し上げます。</p>	
回 答	
<p>スライドゲート設置・ステンレス製スクリーン・排水渠カバーにおける据付間接費については、土木積算基準〔6 機械・電気通信設備〕（IX-1-20）内の 2-2-(3) 据付間接費 2) に記載のとおり、直接工事費中の労務費のうち「機械設備据付工労務費」のみを対象としており、普通作業員は対象としておりません。</p>	

担当課	関係課